

別表（第3条第1項関係） 補助対象事業等 先進安全自動車の整備環境の確保事業

（事業の趣旨）

自動車整備事業者及び新たに自動車整備事業の認証を受けようとする者による先進安全自動車の整備の促進と整備機会の拡大のため、それら自動車の整備環境の確保を目指し、スキャンツールの導入に必要な経費（設備費）及びスキャンツール利活用のための研修に必要な経費（研修費）の一部を補助し、先進安全自動車の整備環境を確保する事業。

補助対象事業者	補 助 事 業		補助率	補助金 上限額
	補 助 対 象 経費の区分	内 容		
・道路運送車両法第78条の認証を受けた自動車特定整備事業者（電子制御装置整備を含む自動車特定整備事業の認証を受けた者又は電子制御装置整備を含む自動車特定整備事業の認証を申請する（既に申請している者を含む）自動車分解整備事業者に限る） ・自社が保有する自動車関連施設※において自動車整備事業を行う者であって、電子制御装置整備を含む特定整備事業の認証を申請する者 ※専ら自動車又は自動車部品・燃料の販売又は修理を行うための施設であり、土地・家屋を賃借している場合も含む	・設備費 ・研修費	・スキャンツール（検査専用のものを除く。）の導入に要する経費	1 / 3 以内	32万円
		・スキャンツール（検査専用のものに限る。）の導入に要する経費	1 / 4 以内	設備費： 30万円
		・スキャンツール利活用のための研修に要する経費	1 / 3 以内	研修費： 2万円

注1 補助金上限額は、1事業場当たりの金額とする。なお、100円未満の金額は切り捨てる。

注2 本補助事業は、令和8年4月1日以降に実施されたスキャンツール事業に限るものとする。なお、補助対象が重複する令和8年4月1日以降に開始された国の他の補助金制度にて機器・研修の補助金交付を受けた場合、同一の機器・研修を本補助事業で重複して申請することはできない。

（用語の定義）

1. 自動車整備事業者とは、自動車特定整備事業者、又は自社が保有する自動車関連施設において事業を行うものをいう。

（補助対象経費）

2. 補助金に係る消費税及び地方消費税並びに振込手数料相当額は、補助対象経費としない。値引きがなされた場合は値引き後の金額を補助対象経費とする。